

平成20年度第1回

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日 時：平成21年1月29日（木曜日）

午前10時から午後3時まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

古川黎明中学校・高等学校

平成20年度第1回 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会 議事録

日時：平成21年1月29日（木） 午前10時から午後3時まで

場所：宮城県行政庁舎 4階 庁議室，古川黎明中学校・高等学校

出席委員：林山 泰久 委員 浅野 孝雄 委員 井上 誠 委員
小山かほる 委員 加藤 和子 委員 木下 淑恵 委員
山本 和恵 委員

司 会 定刻となりましたので、只今から平成20年度第1回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会にあたりまして、企画部長の佐藤より挨拶を申し上げます。

企画部長 開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、今年度第1回目となります宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会に御出席いただき、本当にありがとうございます。今年度は例年になく、年度後半、それも年明けになってからの開催ということで、林山部会長はじめ委員の皆様には、大変御多忙の時期と思いますけれども、何卒、御審議の程よろしく願いいたします。

昨年度は教育・福祉複合施設整備事業について御審議いただき、事業実施妥当の答申をいただいております。この事業については、PFI方式で実施することを決定いたしまして、現在はこの事業を実施する民間事業者の募集・選定の段階に入っております。その選考の検討委員には、本日御出席いただいております山本委員にもお引き受けいただいておりますが、3月までには落札者を決定する予定となっております。

本日の部会の議題でありますけれども、古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業ということでございます。この事業につきましては、1月19日に知事から行政評価委員会へ諮問させていただいております。県としましては、事業の必要性、有効性、適時性等の観点から総合的に判断しました結果、今回の計画での事業実施が妥当であるという評価を行っております。

高校の改築事業については、条例による行政評価委員会制度になってからは4校について御審議いただいているところですが、今回の事業に関しましても、委員の皆様の幅広い視点や、より専門的な視点から、県の自己評価結果の適切性・妥当性等について御検討をよろしく願いいたします。

大変恐縮なお願いでございますけれども、皆様方をお願いしております委員の任期が、この3月までとなっておりますこと、あるいは、高校の改築事業につきましては、それぞれいろんなバリエーションがあると思いますけれども、5校目ということもありますので、大変窮屈なスケジュールでございますけれども、3月中には部会の御意見をまとめていただき、答申していただければ幸いと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

大変お忙しい時期に恐縮ではございますが、県行政における透明かつ効率的、効果的な事業執行のために、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

司 会 本日は林山部会長はじめすべての委員に御出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

本日は、今年度初めての部会になりますので、お手元にお配りしております名簿に従いまして、出席者の紹介をさせていただきます。

林山部会長です。

浅野副部会長です。

井上委員です。

小山委員です。

加藤委員です。

木下委員です。

山本委員です。

次に宮城県の出席者を御紹介させていただきます。

評価担当部局から紹介いたします。

佐藤企画部長です。

八鍬行政評価室長です。

次に、事業担当いたします教育庁の職員を御紹介いたします。

三野宮教育次長です。

高橋施設整備課長です。

高橋高校教育課長です。

真山文化財保護課長です。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。まず、次第と出席者名簿、審議資料、資料1をお配りしています。お手元にございますでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。議長は、林山部会長にお願いいたします。

林山部会長 それでは議事に入りたいと思っておりますけれども、今日が最初で、3月中までという非常にタイトなスケジュールですので、皆様には御協力よろしくをお願いいたします。

本日の議題は、1つ目が「部会の進め方について」、2つ目が「古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業について」になります。これにつきましては、県庁での会議、その後、午後から現地で視察、会議というスケジュールになっており、一日忙殺されるかもしれませんが、御協力よろしくをお願いいたします。

まず、古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業につきましては、先ほど佐藤企画部長から御説明がありましたが、審議資料と右上に記載された資料をご覧ください。1月19日付けで知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。この件に関しまして、行政評価委員会条例第6条第1項の規程及び行政評価委員会運営規程第2条により、本部会において調査・審議を行うこととなっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議に入ります前に、議事録署名委員を指名します。これまでの慣例として順番ということで、木下委員、山本委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。
(委員了解)

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず(1)「部会の進め方について」、これにつきましては、資料1が用意されております。これは私と事務局の方で事前に打ち合わせをさせていただいておりますが、その結果が反映されているものでございます。

それでは、事務局から資料を御説明願います。

行政評価室長 それでは、座って説明させていただきます。

先ほど部長の挨拶の中でも申し上げましたとおり、今回、委員の皆様にご審議いただきます案件は、1月19日付けで知事の方から行政評価委員会委員長あてに諮問がございました古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業でございます。よろしく御審議の程お願いいたします。

資料1をご覧ください。今後の部会の進め方についてでございますけれども、部会長の方から今お話がございましたように、部会長と事前に調整をさせていただきまして、この案を作成しておりますので、御説明いたします。

本日の第1回部会でございますが、評価調書により事業の内容や県の自己評価の結果などについて、事業担当部局でございます教育庁から御説明をいたします。委員の皆様には、この説明に基づきまして、県の評価の適切性、妥当性等について御審議をお願いいたします。

また、本日午後から現地調査をお願いすることにしておりますので、よろしくお願いたします。本日の詳細な日程につきましては、後ほど説明申し上げます。

第1回部会の審議結果を受けまして、論点整理表を事務局で作成いたしますとともに、本日部会で回答ができなかった事項等については、県の回答を作成し第2回部会へ提出することにしてございます。

また、1月19日から2月17日までの30日間、県民からの意見の聴取を行っております。評価調書の閲覧につきましては、県庁の県政情報センターの他、仙台を除く各地方合同庁舎の県政情報コーナーにてご覧いただけるようになっております。これらについての県民への周知方法につきましては、県のホームページの他、県政ラジオや新聞、メールマガジン、大崎市の広報誌などを活用することとしています。

次に、第2回部会につきましては、2月20日金曜日に開催を予定しております。第2回部会では、本日の部会での未回答事項に対する県の回答や県民意見聴取の結果などの御報告をいたします。また、評価基準ごとに答申案に盛り込むべき事項をまとめていただきたいと思いますと考えております。

事務局といたしましては、2回の部会審議により答申をまとめていただきたいと思いますと考えておりますが、この2回で審議が終わらない場合には、第3回部会を3月17日に開催して、御審議をいただく予定にしております。

答申がまとまりましたら、3月下旬に林山部会長から知事へ答申をしていただくということにしたいと思っております。以上が、古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業に係る部会審議になりますので、よろしくお願いたします。

資料をお戻りいただきたいのですが、第2回部会の③のところをご覧ください。評価事業完了報告ですが、今年度は大規模事業評価制度が始まりました平成11年度に御審議をいただきました4つの事業のうちから小児総合医療整備事業、現在のこども病院であります。今回初めての完了報告事例として、部会へ御報告する予定としております。

なお、この評価事業完了報告書は、大規模事業評価を実施した事業について、事業完了後5年度以内に部会へ完了報告を行うことに、平成19年度より制度化したものでござい

ます。

資料1の裏面をご覧ください。最後になりますが、本日の部会の日程について御説明いたします。

本日の部会は、午前は県庁内で審議を、午後には現地調査ということで、概ね5時頃までの長丁場になりますので何卒よろしく願いいたします。

まず、午前の部につきましては、11時30分を目途に、評価調書に基づき御審議をお願いいたします。その後、早めの昼食をお取りいただき、12時15分にバスにて現地調査へ出発します。交通事情等にもよりますが、約1時間の移動時間を想定しております。

午後の部の現地調査の開始は1時30分を予定してございます。最初に、学校の概要等の説明をいただきました後に、現校舎の状態や新校舎の建設予定地などを御視察していただきます。その後に、学校内におきまして、15時半頃を目途に審議をしていただき、その後現地を出発し、17時頃に県庁到着・解散となります。

以上の日程で本日は進めさせていただく予定としております。

なお、昼食をお取りいただく場所等につきましては、その都度、事務局より御案内をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

林山部会長 どうもありがとうございました。

本日を含めて2回で取りまとめたいと。ただし、いろいろと議論等が長引きましたら、第3回に審議があると。途中、情報公開、パブリックコメントを含めて広く県民の意見を聞くという御説明だったかと思えます。

それでは、委員の皆様から部会の進め方等につきまして、御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは、今年度の部会につきましては、今、行政評価室長から御説明のあった資料1のとおりで進めさせていただきたいと思えます。

それでは、議事(2)古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業についての審議をしたと思えますが、これはまず午前中には大規模事業評価調書について御説明いただいて審議をして、午後に現地を実際に見て、不明な点等を解決していくという段取りで行きたいと思えます。

大規模事業評価調書の御説明をお願いいたします。

教育次長 それでは提案部局であります県の教育委員会の方から御説明申し上げます。座ったままで恐縮ですが、説明させていただきます。

本日御審議をお願いいたしますのは、宮城県古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業についてでございます。この古川黎明中学校・高等学校につきましては、大正9年に古川高等女学校として開校いたしました。その後、昭和23年に学制改革によりまして古川女子高等学校となりまして、その後、平成17年4月に現在の校名、古川黎明中学校・高等学校という校名に変更するとともに、併設型中高一貫教育校として再編いたしまして、同時に男女共学化したものでございます。この併設型中高一貫教育校として再編した際に、施設整備につきましては、校舎の一部につきまして改修を行いましたが、残念ながら本格的な改修は行ってまいりませんでした。

県としましては、教育環境の改善を図るため、建築後40年を目処に各学校施設の実態

を踏まえながら、順次計画的に改築を行うこととしておりますが、古川黎明中学校・高等学校の現校舎は、古いものでは建築後45年を経過していることから老朽化が著しい状況にございまして、さらに平成15年度に実施いたしました耐力度調査の結果からも、改築の必要性が認められる状況にございます。また、校舎の耐震補強につきましてはこれまで取り組んでおらず、改築により耐震化を図ることとしておりますので、今回ぜひ改築工事に着手したいというふうにご考えてございます。

詳細につきましては、担当課であります施設整備課長から、皆様お手元の大規模事業評価調書に基づきまして御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

施設整備課長 それでは、お手元の大規模事業評価調書に基づきまして御説明を申し上げます。

はじめに、事業の名称についてでございますが、宮城県古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業でございます。

次に、事業の概要についてでございます。只今、教育次長からも御説明申し上げましたとおり、古川黎明中学校・高等学校の現校舎は、昭和38年から45年にかけて旧耐震基準で建築され、また古いものは、建築後45年を経過し老朽化が著しく、平成15年度に実施した耐力度調査の結果からも改築の必要性が認められておりますことから、今回改築を行うものでございます。当該校は、平成17年4月に併設型中高一貫教育校として再編し、同時に男女共学化いたしました。その際、施設整備につきましては前身の旧古川女子高等学校の校舎を一部改修したものの本格的な改修は行っておりません。また、耐震補強については、昭和39年に建築した屋内運動場は実施しておりますが、校舎につきましては今回の改築工事により耐震化を図ることとしております。なお、新校舎につきましては、現在地の第2グラウンド敷地に建替えることとしております。学校の位置図につきましては附属資料の1ページから3ページ、建設予定地につきましては35ページにございますので、併せて御覧願います。

対象校の現況についてでございます。平成20年5月1日現在、高等学校は各学年6学級で生徒数705名、中学校は1学年3学級、2学年、3学年はともに2学級で生徒数は240名となっております。

上位計画との関連についてでございますが、宮城の将来ビジョンの「宮城の未来をつくる33の取組」のうち取組17の「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」の中に、「学校の耐震化など、安全で快適な教育施設の整備の推進」という形で記載されております。

次に、2ページをご覧ください。

事業計画の背景についてでございますが、宮城県教育委員会で平成13年3月に策定いたしました県立高校将来構想においては、県内に複数の中高一貫教育校を設置するとともに、男女共学化についても推進するとの方針を打ち出しております。当該校はこの方針に基づき、平成17年4月に古川女子高等学校を併設型中高一貫教育校として再編し、同時に男女共学化したものでございます。

これまでの取組状況についてでございますが、平成5年7月に設置した魅力ある県立高校づくりの推進会議の第一次、第二次提言、平成9年のみやぎ新時代教育ビジョン、平成13年の県立高校将来構想で、中高一貫教育及び男女共学化の推進について方向付けがなされております。平成15年度に校舎の耐力度調査及び屋内運動場の耐震診断を実施、平成16年度に耐震診断の結果、耐震補強が必要とされた昭和39年建築の屋内運動場の耐

震補強工事を実施しております。

今後のスケジュールについてでございますが、今回、大規模事業評価をお願いしておりますが、事業実施が妥当である旨の答申をいただいた場合には、平成21年度から23年度に基本設計及び実施設計、23年度から24年度に改築工事を実施し、25年4月に新校舎の供用開始を予定しております。その後、25年度に旧校舎等の解体工事を行い、26年度までに外構・グランド整備工事を行い終了する計画となっております。

次に、3ページの用地関係と建設関係についてでございます。事業予定地でございますが、附属資料の2ページをご覧ください。

本資料は、現在の施設配置について示したのですが、新しい校舎及び屋内運動場は現在の第2グランド敷地、新しいグランドは現在の校舎敷地と校舎北側のグランド敷地に整備することとしております。

評価調書にお戻り願います。敷地面積でございますが、全敷地面積は55,772㎡、うち校舎及び屋内運動場敷地は17,400㎡であります。事業規模ですが、校舎棟として延べ床面積11,695㎡の鉄筋コンクリート造り3階建て、屋内運動場は延べ床面積1,800㎡の鉄骨造り平屋建てとしているほか、弓道場、自転車置場も整備することとしております。また、グランド整備として、現校舎北側に14,195㎡のグランド、現校舎跡地に17,400㎡の第2グランドを整備することとしております。

次に、4ページをご覧ください。

事業費について記載したものでございます。ここで、大変恐縮でございますが、維持管理費の欄にお手元の正誤表のとおり誤りがございましたので訂正をお願いいたします。なお、評価調書の7ページも同様に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。

初期建設費につきましては約3.9億円、維持管理費を約3.4億円、総事業費を約7.4億円と計画しております。なお、初期建設費につきましては、施設の整備面積に平成21年度の営繕工事予算単価を乗じて算出しており、維持管理費につきましては、改築後の施設を40年利用すると想定し、他校の実績をもとに修繕・補修関係経費や運営管理経費等を算出しております。

続きまして5ページをご覧ください。

県で実施しました自己評価の結果でございます。

まず、「1 事業が社会経済情勢から見て必要であるかどうか」についてであります。本事業は、生徒・教職員等の安全・安心を確保するとともに、平成17年度に再編された併設型中高一貫教育校として、多様な児童生徒の学習意欲にこたえる学習環境を整備するために必要な事業であると考えております。また、県全体として少子化による生徒数の減少が見込まれ、古川地区でも漸減が見込まれるものの、当該校の通学上の利便性及び旧古川女子高等学校時代からの伝統校としての様々な実績、県民の中等教育の選択幅の確保の必要性から判断した場合、当該校につきましては、今後とも存続させる必要があると考えております。

次に、「2 県が事業主体であることが適切であるかどうか」についてであります。県立高等学校は、学校教育法に基づき県が設置及び管理する施設であり、また、その適正な管理運営の責任を負うものでありますことから、県が事業主体となっております。

次に、「3 事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうか」についてであります。現在の校舎は老朽化が著しいこと、平成15年度に実施した耐力度調査の結果からも改築の必要性が認められていること、また、早期に耐震性を確保する点からも改築が必要であり、その時期は到来しているものと考えております。

次に、「4 事業手法が適切であるかどうか」についてであります。PFI手法の導入については、これまでも第三女子高等学校などの改築事業でその可能性を財政面も含め総合的に検討してまいりましたが、PFI手法を導入しても県にとってはメリットが見出せなかったことなどから、PFI手法の導入は行ってまいりませんでした。このことから、今回の改築事業につきましても、関係課との協議を経て従来の方式で整備を行うこととしております。

次に、「5 事業の実施場所が適切であるかどうか」についてであります。まず、現在の学校敷地内に建替える理由とその検討経緯であります。必要な敷地面積の確保や公共交通機関の便、周辺環境などの点から、現学校敷地内での建替えが適切であると判断いたしました。次に、現在の学校敷地内のうち、現第2グラウンドに建替える理由と検討経緯であります。本日、お手元に配付しております「古川黎明中学校・高等学校新校舎等建替え場所比較検討表」をご覧ください。併せて、附属資料の35ページの建設予定地をご覧ください。

建替え場所については、現在地で想定できる現校舎の北側グラウンド、現第2グラウンド、現校舎位置の3箇所について比較検討し、その結果、現第2グラウンドに建替えることが適切であると判断いたしました。その理由でございます。まず1点目として、現校舎は老朽化が著しく新校舎の供用開始が急がれるところですが、現在地で想定できる3箇所のうち、最も早い平成25年4月の供用開始が可能となり、生徒・教職員の安全・安心が早期に確保され、教育環境の改善が図れること。2点目として、現校舎位置及び北側グラウンドには重要な埋蔵文化財青塚城の遺構が存在しており、遺構のない第2グラウンドに建替えることにより埋蔵文化財の保護が図れること。3点目として、現校舎位置に建替える場合は仮設校舎が必要となり、4億5千万円程度事業費が多くなる見込みであること。以上の点から総合的に判断し、現第2グラウンドを選定したものであります。

なお、校舎等建設予定地とグラウンド整備予定地の間に幅約7メートルの大崎市の市道がございます。通勤や通学時間帯は一定の交通量はあるものの、日中の交通量はそれほど多くはないと学校側から伺っております。既施設や新しいグラウンドとの行き来には、この市道を横断することとなりますが、今回の改築事業と合わせ、道路管理者や警察本部とも協議しながら信号機を設置するなど必要な安全対策を講じることにより生徒等の移動時の安全は十分確保できるものと考えております。

次に、「6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか」についてであります。現在の校舎を建替えることにより、生徒・教職員等の安全・安心を確保するとともに、中高一貫教育校として、多様な児童生徒の学習意欲にこたえる学習環境が整備されることなどから、一層の教育効果が期待できるものと考えております。

次に、「7 事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか」についてであります。建設位置による環境への影響については、現在地への校舎建替えであり、基本的には土地の形状変更を伴うものでないことから、周辺環境への新たな影響は少ないものと考えられます。なお、周辺環境、環境負荷の低減に配慮した基本設計の実施及び施工を行うこととしております。

次に、「8 想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策」についてであります。事業費財源に関するリスクでございますが、国庫負担金及び地方債については現行制度上計画額を十分に確保できること、地方債の元利償還は県の財政計画に沿ったもので確実に返済できるものであることから、現在のところリスクはないと考えております。また、地震災害に関するリスクについては、昭和39年に建築した屋内運動場については平成16

年度に耐震補強を実施しておりますが、校舎については改築を行うことで耐震化を図ることとしております。平成25年4月の新校舎供用開始までは、現校舎の維持・保全に万全を期すことはもとより、現在と同様に災害時に備えた避難訓練等について、生徒や教職員の意識を高めながら取り組んでまいります。なお、附属資料の最後のページの「県立学校における耐震診断及び耐震補強の実施状況」でございますが、お手元の正誤表のとおり誤りがございましたので、大変恐縮でございますが訂正をお願いいたします。

次に、「9 事業の経費が適切であるかどうか」についてであります。先ほどのⅢの事業費と同様でございますので説明は省略させていただきます。

以上のとおり、古川黎明中学校・高等学校校舎等改築事業について県が評価を行った結果、事業を実施することが適切と判断いたしました。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

林山部会長 どうもありがとうございました。

これから委員から御意見、御質問を承りたいと思いますが、私は事前に2度ほど事務局と打合せをさせていただきまして、今の説明以外のポイントだけ説明いたしますと、建て替えをどこにするかということについて、いくつかの代替案を検討されまして、当初ポイントは、ここに埋蔵文化財があるということで、調査をしなければならない。その調査経費も掛かる。かつ、着工が遅れるということで、また苦心されまして、今度は第2グラウンドの方に建設されると。そうすると一時的避難場所と言いますか仮校舎の建設費も押さえられるということで、経費面でも検討されているということが、今回ここに反映されていると思います。

それでは、45年も経っていて、これ以上遅らせる訳にはいかない気もするのですが、皆様から御自由に御意見をお願いいたします。

加藤委員 2つばかり申し上げたいのですが、まず一つは、非常に小さいことで申し訳ないのですが、5ページの評価結果のところ、「1 社会経済情勢」の「当該事業の必要性」の2行目に、「多様な児童生徒の学習意欲にこたえる」云々とありますが、ここでは中学校、高校が事業になっているので、児童ということになりますと、学校教育法では確か12歳までしか児童と言わないのではないかと思います。ここが読んでいて引っ掛かったところなので、なお御検討いただきたい。私の思い違いかもしれませんが、確か12歳までしか学校教育法では児童と言わなかったように記憶しておりますので、その辺のところをお調べいただいて御検討いただけたらいいかなというのがまず1点です。

それからもう1点は、建設関係の校舎ですが、現在の広さから比べますと、だいたい2,654㎡ばかり増えておりますけれども、この増えた理由というのは何かあるのでしょうか。評価の中身を見てみますと、耐震性については確かに検討しなければならないのは十分わかるのですが、広さについては狭くて困っているという表現がなかったのもとの広さでも十分なのではないかなと私は思いまして、新しい計画でなぜこれだけ増えたのかお尋ねしたい。

高校教育課長 「多様な児童生徒の学習意欲にこたえる」という表現でございますが、中高一貫校ということで中学校からということになると、用語としてはやはり「生徒」ということとなります。ただしそういった中学校ができることによって、小学校の児童も入学者の適性検査を受けて入って来ることとなりますので、そういった小学校の児童のニーズというよう

な意味合いもありまして、「児童生徒」という使い方をさせていただいております。なお、さらに検討させていただきます。

施設整備課長 2点目ですが、校舎の基準面積というのが文部科学省で定めております。その基準面積を基に整備面積を算出しております。ちなみに文部科学省の基準面積を基に算出しているとともに、現在改築中の仙台二華中学校・高等学校の整備面積も参考にしながら整備しているという状況でして、決して、面積が広すぎるということはありません。ごく一般的な面積です。

加藤委員 はい、わかりました。

林山部会長 1点目は何となくわかりました。2点目について、附属資料3がございますよね。過去にこの大規模事業評価部会で認めた建て替えの、中高一貫と言うことでちょっとスペックが違うかもしれませんが、ここに今回の古川黎明中学校・高等学校の一人当たりの数値を載せていただければ、今の2つ目の質問に対する回答になると思いますので用意願います。ただの生徒数で割っていくということになると思いますが。

施設整備課長 はい。

加藤委員 計算しましたら12.3㎡ということで、今までの建設された学校と同じような広さになってくるというのはわかるのですが、それが本当にそこまで過去の基準に合わせる必要があるのかということがちょっと疑問に思いましたのでお尋ねしました。

井上委員 今のにちょっと関連するのですが、5ページの一番下のところに、「基本計画の取扱い」というのがありまして、「県立学校の改築事業の場合、整備すべき施設がおのずと決まってくることから、基本計画は策定せず」となっていますが、これが今おっしゃった意味なのでしょうか。つまり、前例を参考にしながら、それに則って行くと、計画されるということですか。

施設整備課長 いま委員からお話があったことも一つございますが、基本的には基本計画の場合、建設場所とか施設規模とか重要な要素になると思いますが、建設場所については決定していると。施設規模につきましても、文部科学省の基準の中にルールがございますので、それに基づいたということですから、あと具体的内容につきましては、基本設計の中で検討していくということでございます。

井上委員 私の個人的な関心なのですが、むしろこれから40年以上使おうということですので、独自の教育とかも含んだ基本計画、マスタープランが必要なのではないかと思います。

施設整備課長 30年先、40年先は生徒、教員も変わりますし、教育環境も変わってということですが、基本設計の中で、もちろん現状を踏まえての設計になると思いますが、将来を見据えた形での設計ができればよろしいかなということで、それらについても併せて検討していきたいと思っております。

山本委員 併設型中高一貫校ということで現在運営されていますけれども、今後も併設という形で行くのか。単純な話しをすれば、中高で共用できる部分は、共用で使った方が面積を少なくすることができるのか、節約の面からすると、そういったことも検討する対象になるのではないかと思うのですが。その辺の中高の融合に関する見通しはどうか。

施設整備課長 現実には、文部科学省の学校設置基準等ですと、中学校と高等学校というのは明確に区分されておりまして。ただ、中高一貫校ということで、委員がおっしゃるとおり、当然、中学生、高校生との連携等が必要かと思っておりますので、そういったことを行うための多目的ホールとか、そういった部分につきましては、今回の整備事業の中で取り組んでいきたいというふうには考えております。

山本委員 面積的なものなので、この段階で減らせるということは、あまり出て来ませんか。

施設整備課長 現時点で、再編する時に一部改正を行っているのですが、やはり一部教室等の不足が生じているのが実態です。そういったことを考慮すると、面積については増やしていかないといけないのかなと考えております。

浅野副会長 文化財保護法の詳細を知らないで申し訳ないのですが、埋蔵文化財があるということで、建設場所がグラウンドになるということで問題がないということですが、56ページを見ますと、現在の校舎の部分に当たっている部分にも埋蔵文化財遺構があるという図面になっている。そうしますと、グラウンドだから構築物はないということになると思っておりますけれども、排水の関係で掘削するというか、地下に排水装置を作ることになるのではないかと思います、その点は文化財保護法等との関係で問題はないのですか。

文化財保護課長 排水施設がどういう設計で、どのくらい掘削するのかという状況は把握しておりませんので、正確な関わりは申し上げにくいのですが、この場合ですと盛り土がされておりまして、それが1m程あるということですので、その中に収まる形であれば、埋蔵文化財に対する問題はないということです。

林山部会長 盛土部分だったら掘ってもいいと。

文化財保護課長 盛土部分でありましたら掘削しましても、盛土というのは最近のものでございます。これは過去の中世の遺構ですが、それに対する影響はまずないと思います。

林山部会長 ラグビーのようなポールは結構深く掘りますよね。あのようなものはセーフなのか。

文化財保護課長 電柱のような場合ですと、実際問題として調査が不可能となります、あまりにも狭いものですから。よほど問題がない限りは調査せずと。遺跡に対する影響も少ないということになります。

井上委員 平成16年度に耐震補強なされている屋内運動場も今回解体の対象になっているのですか。

施設整備課長 なります。

井上委員 今回の建設予定地と向かい合っていますので、例えばブリッジを渡すなりすると…

施設整備課長 第2屋内運動場はまだ建築して10年も経過しておりませんので、残すことにしております。

井上委員 そうではなくて、解体される方の屋内運動場ですが、場所からするとブリッジを渡したりすると、下の道路の横断等にも便があるのではないかという気がする。その辺、せっかく耐震補強もされていますし、有効活用の方法論というのはないのでしょうか。

施設整備課長 昭和39年の建築ですから、耐震補強は行っていますが、構造体として危険校舎になっています。耐震補強した理由としては、体育館が地域の避難場所になっていますから、そういった面で耐震補強しております。

木下委員 第2グラウンドに当たるところに今度校舎を建てるとなると、グラウンドと校舎のバランスが変わると言いますか、今までは敷地の真ん中に校舎があつて、その両隣にグラウンドがあると言うことで、割とグラウンドというのは普段人がいないところだと思うのですが、目が届きやすい状況だったのではないかと思います。

今度は隅の方に校舎、人のいる場所があつて、人のいないグラウンド、公園もあり、非常に広い土地が、人が通常いない形で残されるのですが、その目配りというか、管理はどのように考えていますか。

高校教育課長 レイアウトがかなり変わるということで、確かに学校の管理上、いろいろが配慮が必要になってくると考えております。ひとまず基本設計の中で、職員室なりの配置をどうするか、そういったところできるだけ目配りができるような校舎の中のレイアウトも必要だと考えております。

あと校舎と体育館とグラウンドの間に道路がある訳ですが、その辺についての安全管理の点も十分検討すべきところと考えております。

小山委員 6ページの「6 事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうか」という点ですが、建て替えることにより「中高一貫教育校（男女共学）として、多様な児童生徒の学習意欲にこたえる学習環境が整備される」ということですが、建て替えることによって、整備される内容というのは、具体的にどういうものなのですか。今まで女子校だったのを、共学として使っているとか、今まで不便だったのが良くなるというのは、例えば具体的にどういうことなのですか。

高校教育課長 具体的に上げますと、もともと女子高校だったということで、中学生向きにはできていない施設、設備でした。ですから、今回は中学校、高校の教育施設として作っていくこととなりますので、中学生向けに配慮すべき点は盛り込むことができます。そういう意味で、中学生にも高校生にも使いやすい、そして、中高一貫ですから、共用する部分、生徒会とか一緒に活動する部分の使い勝手の良いような設計もできると思いますし、そういう

意味でここに書いたようなことが実現できていくと考えております。

加藤委員 建設費の査定された時点というのは、去年でしょうか。

施設整備課長 昨年の秋でございます。

加藤委員 今いろいろな状況を見てますと、かなり建設費も暴落に近いような形で下がっておりますけれども、もう一回算定し直すことは考えられないですか。

施設整備課長 もちろん設計段階では、建設物価等々新しいものが出て参りますので、それに合わせて具体の事業費と言いますか、設計額を算定しております。現時点では、今年度の当初予算編成時の単価を用いて出しております。

林山部会長 余談ですが、事業が社会経済情勢から効果的かどうかというのは、各地方自治体、公共事業を前倒しでやるとか言って、そちらの方を書いてもいいのかもしれませんが。

小山委員 7ページの「9 事業の経費が適切であるかどうか」の初期建設費の財源内訳で、国庫補助が41百万円ということで、初期建設費の合計で39億円も掛かるのに、41百万円というのは以前に比べ随分少なくなった気がするのですが、やはり国庫補助は減っているのですか。

施設整備課長 現在、国の制度は小中学校の義務教育に対するの制度であり、高等学校についてはまったく補助制度がないということでございます。今回計上してますのは、中学校、高等学校の一貫教育校なのですが、中学部分で、なおかつ、改築する部分、これについて負担率を出して算定していると。中学校の改築する校舎面積に係る事業費の1/3。高等学校についてはすべて地方債を充当するということです。

林山部会長 減ってはいないという解釈でよろしいですか。

施設整備課長 十数年前までは、高等学校についても国庫補助制度がありましたが、現在は高等学校には補助制度がないという状況です。

加藤委員 維持管理費の方で人的経費が出ています。37ページの附属資料7で詳しい算定が出售されていますが、この算定した時期はいつになりますか。

施設整備課長 これは昨年の秋から今年に掛けて作ったのですが、人的経費については、表の※印にも書いておりますが、20年4月1日現在の県職員給与の標準的なものを採用していません。

林山部会長 これも5.5%減るのですか。これも見直される可能性があるのですか。

施設整備課長 5.5%は2年間限りです。今回は40年で算定しておりますから。

浅野副部会長 6ページの5の最後の「課題と対応策」について、道路のことについて書いてありますけれども、実際は現在左側に建物があって、第2グラウンドを使っている訳ですよ。だから、実際は道路の往復というのは生徒は行っている訳で、当然現在も交通安全については十分注意しているし指導していると思うのですが、今回は逆の形になる訳ですが、その場合に改めて安全対策について対応処置を取るという表現になっていますけれども、実際は今までそういう現状にある訳ですから、何も特別変わる事情がある訳でないで、「従前以上に配慮する」とか、そういうような表現ならまだいいと思いますが、新たな措置を取るみたいな表現になっているので、どうなのかなという感じがします。

施設整備課長 実は、現在の第2グラウンドについては、主に部活動で使用しております。体育授業などにつきましては、現校舎の北側のグラウンドを使っておりますので、今回、第2グラウンドに校舎を建てるとなりますと、部活動さらには体育授業で新しいグラウンドを使うと言うことで、行き来する回数が現在よりはかなり増えるだろうということから、安全対策についてさらに配慮しなくてはいけないだろうということで、こういった記載の仕方をしていません。

浅野副部会長 趣旨はわかりますけれども。

林山部会長 今回の御説明だと、「従前以上に」と書いた方がクリアかもしれませんね。

加藤委員 配置図を拝見した時に、第2グラウンドの方に校舎が来るということで、第2グラウンドの周りを見ますと、一般住宅にかなり接近したところに校舎が建つという印象を私は持ちました。今までの校舎の場合ですと、ちょうど住宅と校舎のところに道路が一本通っているので、かなりそういう意味では緩衝地帯みたいになっていたと思うのですが、今回の場合ですとまったくそういうものがないのです。そうすると、これまで住んでおられた住民の方々に対する影響がかなり出てくるのではないかと。その辺のところはよほど今回建てられます時にいろんな面から御配慮なされないといけないのではないかと。そしてそれは、この辺の住民の方々と懇談会なりを1回持つなどして、御理解をいただきながら進めていく。日照権の問題もたぶん出てくるだろうと思うのです。あるいは騒音の件とか。そういう意味で、特に校舎が建つ周りの住民の方々の意思の疎通というのは、これから非常に大事になってくると思いました。

施設整備課長 まったくそのとおりでございまして、もちろん地域住民の方々にあまり御迷惑を掛けないような配置には配慮していきたいと思いますが、ある意味では限界もございまして、建設を進めるに当たっては、他の学校につきましても同様なのですが、あらかじめ現地住民の方々に対して説明会を開催して、いろんな御意見、御要望を踏まえた形で整備するというようにさせていただいております。

山本委員 建設費の維持管理費についてなんです、資料の37ページを見ますと、積算根拠としては、校舎部分の大規模改造に関わる経費しか算定されていないように見受けられたのですが、25年後の大規模改造以前に改修等定期的に入ってくるでしょうし、その他屋外施設も少なからず掛かってきて、もしかすると算定が少な目に計算されている危険性があると思いますが、その辺いかがでしょうか。

施設整備課長 今御指摘のありましたような修繕・補修関係経費だと思いますが、上段の方に、建築後25年に実施する大規模改造ということで、参考の事業費、㎡単価1万円ということを出しまして、今回整備面積に対して、掛ける1万円ということで1,169,500千円という数字が大規模改造に係る事業費でございまして、その下に括弧書きで6,525千円×40年とありますが、この6,525千円というのが各学校での維持補修と言いますか毎年掛かる経費と、それが40年掛かるということで、261,000千円を計上しております。合計額が1,430,500千円ということでして、今御指摘のあった経費についても維持管理費の中には見積もっているということです。

山本委員 基本となる面積は、あくまでも校舎で計算するという改修ですか。

施設整備課長 大規模改造につきましては、そういったことです。それ以外の施設が傷んだところを補修するとか、外構工事とかグラウンド工事とか、こういったものについては、馴らしますと1年間約650万円くらいということで、この分を加算している。

林山部会長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

それでは、これまでの議論を私なりに簡単にまとめさせていただきましたので、委員の皆様から過不足がありましたら御指摘いただきたいと思います。

まず、加藤委員の方からありました児童生徒という表現については、御回答いただきまして、小学生にも受験という意味で影響あるということであったかと思えます。

施設が過大ではないかという御意見がありましたので、これは附属資料3に似たような形で今回の案も生徒数一人当たり云々ということを記載し、これは資料として次回御提出いただきたいと思えます。

あとは基本計画について、これは井上委員から御指摘があり、これは必要ではないかと。これに加えて、山本委員から併設型というのは今後どのようなメリットがあるか、もっと有効に使えないか。これは今回の問題以前に大きい問題だと思いますので、テイクノートしておいていただいております。ですからこれは直接御回答いただかなくても結構だと私は個人的に考えています。

あとは、文化財保護法とグラウンド利用についてと言うことですが、盛土部分程度であれば、排水処理施設は問題ないという御回答だったと思えます。やはりいくつか写真ベースとか地図ベースですので、午後の会議でまた新たな課題が出てくるかもしれませんが。

井上委員から、平成16年に補強したものをどうするのか、有効活用がないかということがありましたので、これも現地で見ていただくということになるかと思えます。

木下委員からは、かなり配置が変わる時のセキュリティというか、これも見ていただいた方がいいかなと思えます。

極めて重要な話なのは、加藤委員からあった一般住宅への配慮。先ほど建設時の説明会という話もありましたけれども、恐らく供用時もうるさい云々というのは、実はあるかと思えますので、この辺も御配慮いただきたい。ある意味、ここについては、こういう配慮をするなり、住民と説明会をするということについては、評価書に書かれた方がよいのかもしれないので、この辺御検討いただきたいと思えます。

あと費用関係の話して、加藤委員や山本委員から、いつ算定したのかということで、維持管理費はどうなっているかという意見もありますが、これは一応御回答は得たというこ

とでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それと、結構大事だと思ったのは、交通の問題で、「以前以上に」みたいに書いた方が、いかにも今まで何もやっていなかったというように取られかねないので、「従前以上に配慮する」というように、そういう主旨の文案をちょっとお考えいただければと思います。

私が理解する範囲ではこの程度なのですが、委員の皆様いかがでしょうか。過不足あったら御指摘いただきたいのですが。

よろしいですか。

それでは、通常ですとここで論点整理表を付け加えると、事務局と私で作るという話しをするのですが、午後から現地を見てから、こういう話しをした方が良いかと思っておりますので、今の取りまとめたことで皆さん御意義ないということですので、事務局の方でとりあえず取っておいていただいて、現地を見て問題解決するものもあれば、新たに発生するものも当然あるかと思っておりますので、そういうふうな今日は段取りにさせていただきたいと思っております。

それでは、午前中の議事はこれで終了させていただきたいと思っております。

<現地に移動後、現地調査を実施>

司 会 これより午後の部の審議に入りますので、林山部会長に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

林山部会長 審議に入ります。

会場が変わりましたので、改めて会議の公開について説明します。当会議は公開とします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、午前中の議論を踏まえまして、各委員から御意見、御質問をお願いいたしますが、特に午前中の議論で、現地調査の中で確認すべき事項として3点ございました。

1点目が、平成16年に補強した建物が改築になるということでしたが、有効活用できないかということでした。見た感じですと、かなり老朽化が激しいということでしたので、これはクリアになったと思います。よろしいでしょうか。

2点目が、第2グラウンドに校舎がすべて移るとなると、グラウンドになる側における生徒のセキュリティが、目が行き届かない可能性があるのではないかと御質問がございました。これについては後ほど校長先生等からお答え願います。

3点目が、第2グラウンドのところに校舎が建つ訳ですが、グラウンドに面して住宅が結構張り付いていると。工事中とか供用後に騒音問題が起こる可能性があるため、事前に住民の方々に説明して合意を得ていただきたい。

という意見がありました。

まずは、第2グラウンドに移動した場合の生徒のセキュリティについて、こちらはかなり広いので目が行き届くのか、学校サイドからお考えをお願いします。

古川黎明中学校・高等学校校長（以下、「古川黎明校長」）　まずは生徒の登下校，それから授業や部活動において目が行き届かないかということで見えていきますと，登下校では自転車通学が多く，さらに全県一学区の他に高校も学区が広がっておりまして，保護者による送迎が多うございます。現在の交通事情から申しますと，この間の月曜日，火曜日に交通量調査を実施しましたが，だいたい1日で1,800台くらい通過します。朝が400から500台，夕方が400から500台通過しまして，残りの1,000台くらいが日中と。ご覧いただいておりますのとおり，道路幅が狭いため，皆さんかなり注意して通行なさっているのですが，幸い大きな事故等はございません。狭いために事故が少ない。ただ，通り抜けには非常に便利な道路でして，バイパスの方からも入って来られますし，旧市街の方にも抜けられるということで，送迎の方，それから一般の通勤の方が頻繁に利用しているようです。

通常の部活の中では横断歩道をきちんと安全確認して渡りなさいと，一般的な注意は絶えずしておりますし，朝はほとんど毎日，先生方が立って安全確認をしている状況です。道交法も2月1日から改正になりまして，さらに罰則も強化されますので，さらに一層立ち番指導という形での先生方の配置の箇所を拡大して，中学校も高校も対応していきたいと考えております。ただし，やはり日中，45分授業で10分間の休憩でも，頻繁な授業の合間に体育等の場合は当然行ったり来たりするケースが出て来ますので，その辺のところはやはり十分注意して渡らせるということしか現在ところでは対応してございません。

従いまして，校舎等が移った場合に，こちらの方にも部活関係が非常に多くございますので，第2体育館，体育館，部室，それから各競技種目がこちらの方が多いため，量的には今まで以上に通行する量が増えるだろうということが予想されますので，何らかの対応策を環境的な部分でも，例えば，道路の上の方を通すとか，信号機を着けていただくとか，何らかの対応があれば，有り難いと思います。その辺は今後，学校でも策を検討していく必要があると思っています。

林山部会長　評価調書にもある程度そのような主旨のことは書いてありますので，それは良いのですが，これは木下委員からの御質問だったと思うのですが，例えば，今，第2グラウンドはそちらに，校舎と先生方がこちらにおられますので，基本的に両方に目が行きやすいところ。ところが，第2グラウンドに校舎が全部移転してしまいますと，弓道場が一番端っこになってしまうんですね。そうするとあそこら辺の不審者の出入りなどが御心配なのだと思うのですが。

あと，今日は天気が良いすぎて気が付かなかったのですが，街灯がかなり少ないのではないかと思います。そういうことにも配慮する必要があるのかなと思います。

木下委員　部活動などであちらのグラウンドの隅の方で，特に女子学生などが少人数で暗くなった時に残っていたりした場合などに，叫んでも先生に聞こえないのではないのかなと思ったりしまして，ちょっとそのような面での配慮が必要になるのではないかと感じていました。

林山部会長　フェンスをもう少し高く設定するとか。外からの出入り口もいっぱいあるので，それも考えた方がいいのかなというのが個人的な感想です。

井上委員　先ほど教室が足りない，体育館が足りないというお話がありましたが，教室そのもの

の広さとか、廊下の幅とか、広さについての何か問題はございますでしょうか。

古川黎明校長 通常の教室は、その時点時点で文部科学省の設置基準により建てられていると思いますが、うちの学校の場合は、一番南の方から造ってきておりまして、女子校だったので、その当時は狭い単位の設計だったようで、通常の学校よりは狭くできています。ですから、人数が40人を超えて入れざるを得ないときは、かなり窮屈です。今はストーブが入っておりますので、もうてきめんです。ということで、通常の人数を超えた場合は当然狭くなりますし、冬場は通常の人数でも狭いという状況はありますので、今後造る場合は、今の設置基準で作っていただけたらと思いますので、その辺は現在の中でやり繰りをせざるを得ないと思っています。

井上委員 明治の頃から教室の設置基準というのは、あまり変わっていないような気がするのですが、そういう意味では、実際の教育のシステムとか使い方の中で対応していくと考えなくてはいけないのかなと、今回の話しとは直接関係ないかもしれませんが、そういう気がいたします。

古川黎明校長 体がやはり昔に比べて大きくなってきているということがありまして、机自体も昔と違って、中学校の方をご覧いただかなかったのですが、机自体が大きくなっています。ですから、そういう意味からしても狭いという感じがします。

林山部会長 新校舎になれば新しい暖房システムになりますよね。まさかストーブではありませんよね。

古川黎明校長 それはないです。

小山委員 古い学校なので、エレベーターはないですね。

古川黎明校長 ないです。

小山委員 新しい学校にする時には、やはり、障害者の方とか、例えば、何らかの理由で怪我をしまして車椅子になってしまったようなお子さんの対応なども考えていただけるのですか。

施設整備課長 それは、身体に障害を持っている方が入学するとか、そういったことをあらかじめ承知していれば、改築段階からエレベーターの整備を…

小山委員 障害のある人を受け入れることはないのですか。

施設整備課長 大変失礼いたしました。既設の校舎に新たにエレベーターを設置するという場合については、そういった子どもさんが入学する時に整備するということですが、今回のように改築事業を行う場合には、もうあらかじめエレベーターを設置させていただきます。

小山委員 それでは、もう設置することになっているのですね。

施設整備課長 はい。

小山委員 もう一つ知りたいのですが、中高一貫で、はじめて中学三年生のお子さんが高校に上がりましたよね。例えば、三年生の段階で、別な高校に行きたいというお子さんはいたのでしょうか。

古川黎明校長 中学三年の段階でいます。

小山委員 やはり古川高校に行きたいと。

古川黎明校長 古川高校に行きたいというのはいません。例えば、単位制、定時制に行きたいとか、私立に行きたいとか。

小山委員 全体に中の何人くらいいたのですか。

古川黎明校長 初年度の時は3人ですから、90%状態では入ってきます。ですから、ほんの少しそういう方がいらしたと。入った時と適応の仕方とかありますので、やはり選抜で入ってきますので、難しい面は個人ごとに出て来ると思います。希望とかも入ってみて違っていたとか、あとは、実業的な職業系の学校に、例えば家庭の事情で、すぐ手に職を付けて働きたいという方もいるものですから、ほんの少しです。

小山委員 90%以上は皆さんそのまま高校に上がると。

古川黎明校長 そうですね。

加藤委員 今見せていただいて、外側はかなり綺麗だなという印象なのですが、やはり中を詳しく見てみると、太い柱のところに横にヒビが入っていたりして、これはかなりひどいなという感じがしました。それから、先ほど校長先生がこの下にいかないでください、落ちてくるかもしれないからと言われてまして、改築は25年ですよ。それまでの間、何もしなくてもよいのかというのが少し心配になりました。

それから、地震の時に教室などで一番大きい事故になりやすいのは、蛍光灯が天井から下がっている状態のところがありますよね。私は全部見た訳ではないのですが、高校の職員室は蛍光灯がぶら下がっているタイプですよ、中学校の職員室は埋め込みタイプということで、下がっているタイプは何か対処する必要はないのかなという気がしました。25年まで何もなければいいのですが、地震はいつ来るかわかりませんので、そういう危険だということがあらかじめわかっている、何か対処できることは、新築の学校が出来るまで待たずに何かちょっと手当が必要じゃないかというのが感想です。

施設整備課長 もちろん生徒なり先生の安全が確保できないというような施設の状態であれば、当然に補修等の工事は行っていくと。その辺は実際に見ながら対応していきたいと。

山本委員 午前中もちょっと議論になったのですが、中高一貫校ということで、さらに男女共学

化しているということで、かなり複雑なプログラムがやり繰りの中で行われていると推察しているのですが、今回、校舎の面積を算定するに当たって参考にしているのが、たぶんあくまで合併統合校等の高校のみのデータをもとにして算定しているというところが、少しさらに考慮する必要があるのではないかという気持ちがあるのですが、まず1点としては、統合することによって面積を少なくできるのではないかという部分と、逆に複雑になって多くなるのではないかという部分を、現場の声として、どうしてもやはり面積は多くなるんだとか、中高の融合を考えていくと、かなり一体化した運営は可能であるとか、何かそういった現場の見通しみたいなものをお聞かせ願えないかなと思うのですが。

古川黎明校長 教育課程上、中学一年生と高校三年生を一緒に授業は出来ないということになると、やはり各学年段階毎に必要な発達段階に応じた教科目を設置するので、結局は教室を別々に用意しなくてはならない。ただし、合同でやった方がより一回で済む、例えば講演会だとか運動会だとか文化祭だとか、そういうものについて、あるいは発表会、学習の成果を発表する、それを共有化したいという時には一緒の方がより効果的ということです。6年間いるということで、小さい方の子どもにとっては、より上のお兄さんお姉さんを見るのがとても刺激になり影響があるということで、将来の見通しなども持てるということもある。

やはり基本的には毎日毎日行う授業については、やはりそれぞれの学年毎に応じて行うものですから、教室数、特別教室数というものは当然必要数は、カリキュラムを組んで展開するに当たっては、今は習熟度で、例えば2クラスを3つに分けるなど、そういうことが現実的に行われておりますので、単純に24クラス掛けるいくらかで済む問題ではないので、そこが36くらいになってしまう。そういう意味でどうしても現有以上の広さがないとやり繰りできない。現実にはやり繰りできなくて右往左往している状況ですので、その辺はぜひ考慮に入れていただきたい点です。

林山部会長 校舎とか体育館を解体して、一部分プールとかを残す。白梅会館も立派な建物ですので、これも残るような予定ですので、僕のイメージでは、グラウンドの真ん中にこういった会館があって、非常に使いづらいのではないかと思います。あと歴史上大切な碑もあって、どうするのかと思ってイメージが湧かなかったのですが、まだ具体の設計になっていないので、お答えづらいかもかもしれませんが、漠然とどのような感じなのですか。

施設整備課長 現時点での構想なのですが、プールとか新しい体育館あるいは新しい部室はそのまま残す形で、それらを残すということを前提として、第1グラウンド、第2グラウンドの整備を進めていくという計画にしております。

施設整備課 調書の35ページをご覧いただければおわかりいただけると思うのですが、資料の中で黒塗りした部分につきましては今のところまだ使えそうなので残してはどうかということで検討している建物で、白抜きの建物については、今のところ解体をする建物です。今、部会長からお話のありましたように、壊した後に一体的に使えるかどうかということになってくると、物理的にはこのまま残したのではちょっと難しいかもしれませんが、その辺につきましては、これから設計を組む段階まで、学校の意見を聞きながら検討をしていきたいと思っております。

林山部会長 少なくとも部室は固めたらもう少し有効利用できるのではないかと思いますのですが。

浅野副部会長 この事業計画は既に県民にオープンになっているということですが、改築について先生方の期待というのはもちろんわかる訳ですが、例えば、地域住民からのこの事業に対する期待とか特徴的な意見などは何かありますか。

古川黎明校長 今回の審議が公開ということで、近隣住民にはすべて御案内をいたしました。ホームページに載っているような簡単な資料等は差し上げています。新しく建て替えるということで良かったねというお声をいただいております。また、学校の近くというのはいうさいとか砂が飛ぶとかということは、どこでも発生するので、その辺は丁寧にやるということで、去年もそうなのですが、近隣は毎戸に御挨拶に伺っているいろいろとお話を伺いまして、先日も回りまして、いろんな要望であるとか苦情の類は聞くようにしております、事前に建築が始まる前からそのようなアクションを起こそうということで対応しております。実際には、近くなってくるとまた別な反応もあるかとも思いますが、できるだけ丁寧に対応しております。建築そのものに関しては、今のところ御要望はありません。形がまだわからないものですから、今後だろうというふうに思っています。

井上委員 この学校施設を近隣の方々に開放して使っていただくような試みはなされているのですか。

古川黎明校長 グランド等を貸し出しております。それから、駐車場、第2グラウンドをご覧いただきましたけれども、野球場でいろんな行事があります時には、ほとんど駐車場として解放しております。

林山部会長 他にいかがですか。
よろしいでしょうか。

議論としては、教室や廊下の幅というのは、生徒さんが大きくなっているという話があって、これには十分配慮を県の方で対応していただくと。それと、エレベーター、たぶん1基なんですよ。障害者や怪我をした生徒さんのため、もちろん先生の怪我ということも十分あると思いますので、エレベーターが設置されるということ。

それと、おそらくこれは大規模事業評価部会の答申として加えざるを得ないというのが、平成25年の新校舎改築までに、既存校舎の安全性を十分確保して欲しいという要望は書き加えることになろうかと思います。

あとは、跡地をできるだけ有効に使えるような計画を県の方で練って欲しいと。これはもちろん学校側の御要望もあると思いますし、生徒さんの要望もあるかもしれませんので、その辺は十分に調整してください。

あとは、建設あるいは施工後、新校舎の方は住宅に面している可能性もなきにしもあらずですから、十分に住民の方々と説明やコミュニケーションを続けていただきたいということが、今の議論かなと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、午前中はかなりテクニカルな議論もありましたので、午前の意見と午後の部の意見をまとめまして、事務局で論点整理表を作っていただきます。私と事前に調整して、次回、2月20日の部会にその資料を提出していただくと。修正できるという部分は、ど

んどん直していただいた方がよろしいかと思しますので、そのようにお願いします。
それでは、現地調査及び午後の部の審議をこれで終わります。

司 会 熱心な御審議ありがとうございました。今、林山部会長からお話がありましたが、次回の第2回部会について御案内いたします。2月20日（金）午後1時から午後5時までの開催となります。後日、文書にて御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。全体を通して、何か御質問はございませんでしょうか。
それでは、以上で平成20年度第1回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会の一切を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

議事録署名人 木 下 淑 恵

議事録署名人 山 本 和 恵